

# 子どものいる世帯への支援

## － 目 次 －

### ◎はじめに

- ・ 研修の目的
- ・ TALK ABOUT「子どものいる世帯」

### ◎本編

- ・ 子どものいる世帯における主な生活課題
- ・ 子どものいる世帯の支援に向けて
- ・ (子どもに着目した)支援の意義
- ・ (子どもに着目した)支援に役立つ4つのポイント
- ・ ひとり親世帯における主な生活課題
- ・ 支援者の気持ち
- ・ アセスメントの視点(母子世帯への支援を例に)
- ・ アセスメントの項目例(母子世帯への支援を例に)
- ・ 対応の工夫
- ・ 支援計画の策定にあたっての留意点
- ・ 支援計画に基づいた支援の実施(母子世帯への支援を例に)
- ・ 主な関係者および機関

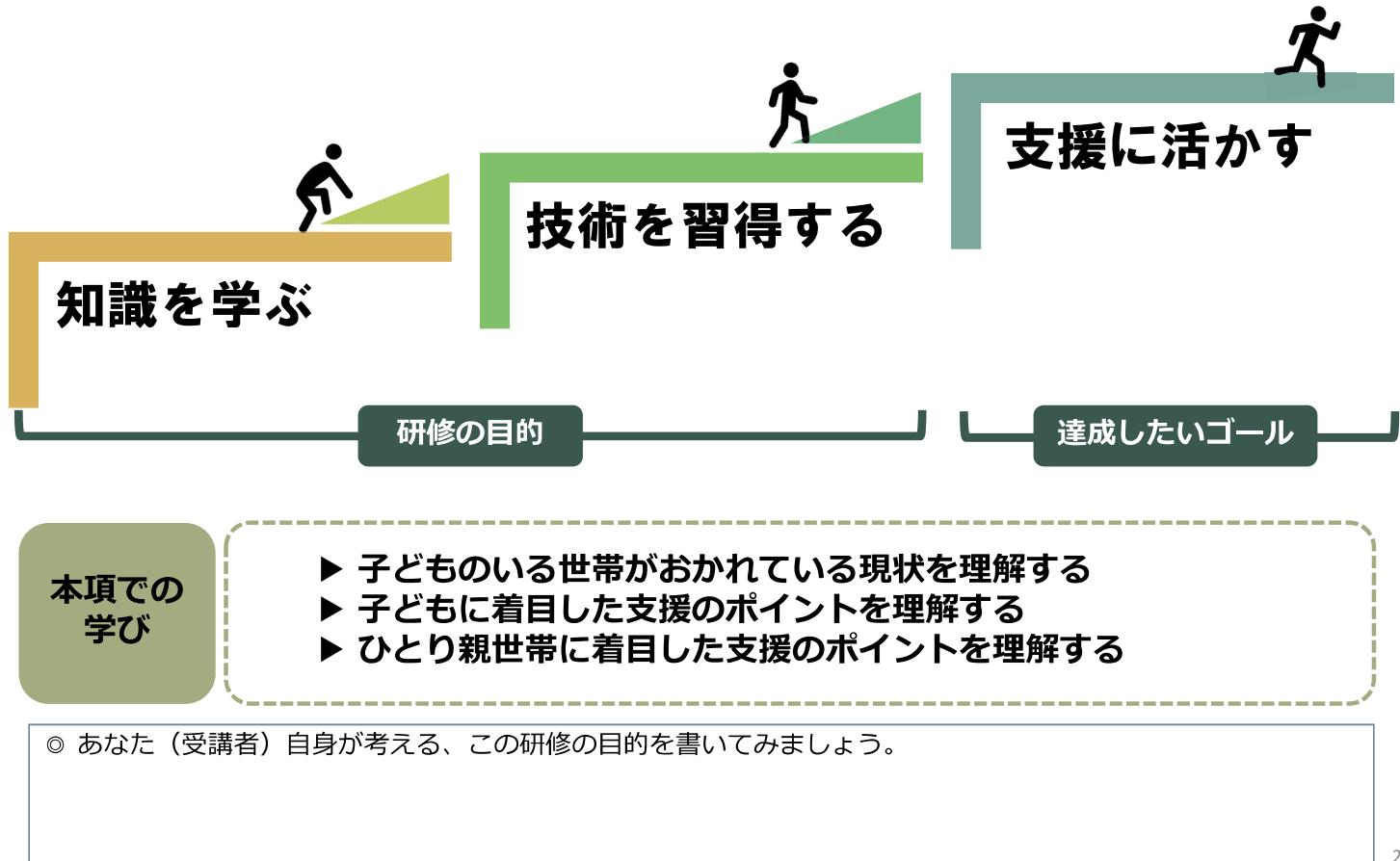
### ◎事例で深める！「子どものいる世帯への支援」

### ◎おわりに

- ・ 研修の振り返り
- ・ 出典

### ◎参考資料

## 研修の目的



## TALK ABOUT 「子どもがいる世帯」について



近くの人と、自由に話してみましょう

「子どもがいる世帯」「ひとり親世帯」  
について、あなたはどんなことが  
思い浮かびますか？



- グラウンドルール
- ・批判しない
  - ・みんなの意見を聞く
  - ・答えを出さない



子育ては大変ですよね…。  
ひとり親だとなおさら…。

## 子どものいる世帯における主な生活課題

### ①子どもの生活課題（例）

虐待、傷病・障害、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、学力の未定着・進学の断念、居場所がない、親と一緒に暮らせない など

### ②親自身の生活課題（例）

傷病・障害、多重債務、夫婦不仲、DV、離婚問題、ひとり親、求職、保育所、育児放棄、相談相手の不在・孤立 など



**子どものいる世帯では  
「子どもの課題」と「親自身の課題」が  
混在（複合化）していることもあります**

4

## 子どものいる世帯の支援に向けて

子どもと親自身の生活課題が混在（複合化）している場合には、**子どもの課題と親自身の課題を理解・整理（アセスメント）**することが重要です。

**それをふまえて**

どのような支援が必要か、何から支援すべきか、**優先順位をつけて支援していくことが大切です。**

5

## (子どもに着目した) 支援の意義

子どもたちは、日中は学校に行っていたり、訪問しても別室にいたりして、直接話をすることが難しいと感じる場合が少なくないかもしれません。

しかし

- 生活保護ケースワーカーは子どもと家族の状況を理解し、  
**子どもが健康で自分らしく成長していくための環境を整える支援を行うことができる大切な存在**です。
- ともすると、子どもの状況は親を通じて把握することになりがちですが、本来は、子どもたち一人ひとりが担当者がかかるべき支援の対象者なのです。

資料：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会、2018年7月、p44

6

## (子どもに着目した) 支援に役立つ4つのポイント

- ① 親の思いを受け止める
- ② 子どもの声を聞く
- ③ 将来を考える機会を作る
- ④ 担当者が一人でかかえない

とくに④について、被保護世帯の中には、子どもの養育ができない状況になっていたり、子どもとの関係構築ができずにいる親もいます。また、子ども自身が学校になじめなかったり、友人関係で悩みをかかえている場合もあります。福祉事務所内で世帯の状況を共有するとともに、**子どもとかかわるさまざまな支援機関との連携体制を組織的に構築**し、担当者が親や子どものSOSを専門機関に迅速につなげられるように心がけてください。

資料：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会、2018年7月、p46

7

## ひとり親世帯における主な生活課題

子どもの問題とともに、親自身の問題に対しても支援を行う必要があります。とくに、ひとり親は、ひとりでふたり親の役割を担わなければならないとともに、いろいろな生活困難に直面することがあります。

例えば、

- 経済的基盤の弱さ
  - 養育と就労を両立させることのむずかしさ
  - 前夫（前妻）や家族との関係の希薄さ
  - 住居の問題
  - 社会的偏見・差別
  - DV
  - 心理的外傷（トラウマ）
- ：

資料：岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』 全国社会福祉協議会,2014年,p120

8

## 支援者の気持ち

- 異婚してすぐさま生活保護の相談窓口にきた方、離婚と結婚を繰り返している方、非婚（未婚の母）という形態をとっている方や、母親としての役割を十分行っていないと感じられる方もいます。
- 一方、やむを得ない事由により悲惨な生活を送ることを強いられた方もいます。



- 支援者は、相談者に対して抵抗感をもつことや、逆に必要以上に感情移入してしまうことがあります。
- しかし、これまでのことを責めたり過剰に反応するのは適当ではありません。**自分の価値観を差しはさまず**、相手の意向を反映する形でどう建て直していくかを、相談者とともに検討することが重要です。

資料：岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』 全国社会福祉協議会,2014年,p125

9

## アセスメントの視点（母子世帯への支援を例に）

- 母子世帯の抱える課題に対しては、幅広い支援をきめ細かく展開することが重要であることをふまえて、アセスメントを行っていかなければなりません。アセスメントは、母親への支援と子どもへの支援の双方を考慮しながら行う必要があります。
- 世帯の状況等は、主に母親から話を聞くことになります。その場合、子どもが学校に行っている時間帯に家庭訪問を行い、母親から聞き取ることが一般的と考えられますが、子どもと面接した方が良い場合もあります。子どもの目を通して世帯の状況を確認することで、今まで気づかなかつた日常生活上の課題が発見される場合もあります。また、子ども自身が将来について考えるきっかけを作ることができます。
- また、男性の担当者には話したくない事柄も想定されますので、ケースワーカーには守秘義務が課せられていること、また、母子世帯の自立を支援する観点から、職務上必要な話を聞くものであることについて十分に説明する必要があります。
- なお、場合によっては、母子・父子自立支援員、婦人相談員等、女性の相談員に協力を依頼して話を聞くこともあります。

資料：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月

10

## アセスメントの項目例（母子世帯への支援を例に）

### 【母に関する項目】

- ① 今、困っていることは何か （生活・就労・子育て・前夫との関係・親族との関係・その他）
- ② すぐに解決したい課題は何か
- ③ 困っていることを、自分ではどのように解決したい（できる）と考えているか
- ④ 困っているときに、助けてくれる人や、相談できる人がいるか
- ⑤ これからどのような生活をしていきたいか
- ⑥ 子育てをするうえで、心がけていること
- ⑦ 子どもの将来について、考えていることや期待していること
- ⑧ 将来、自分が実現させたいこと

※ 上記の内容を、母親自身から聞き取ることにより、本人の現状認識や、将来展望を把握していくことができます。将来の希望を実現させていくために、これから何にどのように取り組むことができるか、短期・中期・長期的な目標を立てていくことが望まれます。

# アセスメントの項目例（母子世帯への支援を例に）

## 【子どもに関する項目】

- ① 子どもの状況について（年齢に応じて：健康・日常生活・発達・保育・学校・余暇活動・友人関係・その他）
- ② 子どもは、生活の現状をどのようにとらえているか
- ③ 子どもが、今楽しんでいること、熱中していることは何か
- ④ 子ども自身に、母親以外に頼りにできる大人はいるか
- ⑤ 子ども自身の、将来にむけた希望（進路・なりたい職業など）
- ⑥ 子ども自身が、今困っていることはないか
- ⑦ 母親のことを、どのようにとらえているか
- ⑧ 父親のことを、どのようにとらえているか
- ⑨ 将来、やってみたいこと、実現させたいことはなにか

※ これらの項目はできるだけ、子ども自身との面接により、把握することが望まれます。子どもが今おかれている状況を把握するとともに、子ども自身の現状認識や、将来展望などを確認してください。

資料：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月

12

## 対応の工夫

### ● 子どもに会えない場合にどうすればよいか

- 通学している子どもと面接する場合は部活動のない日、学校行事の代休日や長期休業期間などを利用しましょう。
- 生活保護を受けていることを子どもに話していない場合は、まずは否定せず、想いを受け止めましょう。そのうえで「子どもの将来は、できるだけ子ども自身が考えること」、「ケースワーカーは子どもの将来を応援していく存在であること」を繰り返し伝えていきましょう。無理に子どもに会ったり、介入したりすることは厳禁です。

### ● 親子関係や子どもの抱える問題に対して生活保護ケースワーカーの関りを拒否される場合にどうすればよいか

- 査察指導員を含めた役割分担により複数体制で粘り強く関わりましょう。
- 一方で、生活保護による支援以外の切り口で、関わりの糸口を探ることも重要です。例えば、生活困窮者自立支援法では学習支援や不登校・ひきこもり支援などが実施されています。それ以外にも様々な子どもにとっての「居場所づくり」が進められています。地域の中でそれらを数多く見出し、連携して問題解決にあたれるようにしましょう。

資料：神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課『神奈川県版子どもの健全育成プログラム』,平成29年8月版,p I -5  
新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年7月,p46

13

# 支援計画の策定にあたっての留意点

## ◆本人参加型の支援計画の策定を行いましょう

- ・ アセスメントの結果、何かしらの課題がみえてきた場合は、これらを解決するために何が必要か、何に取り組むことが重要かを検討します。検討に当たっては、査察指導員との協議や関係機関等とのリンクファレンスも重要ですが、**何よりも本人が自分の状況や課題について理解し、主体的に課題解決に取り組むよう支援していくことが大切です。**
- ・ このため、課題、その原因や背景等を本人と十分に話し合い、相互理解のもと、本人参加型の支援計画を策定するように努めることが重要です。
- ・ また、本人自身が納得せず、支援計画に取り組む意志がない場合、再度十分に話し合うことが必要です。

資料：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月

14

## 支援計画に基づいた支援の実施（母子世帯への支援を例に）

### ◆支援方針に優先順位をつける

- ・ 母子世帯への自立支援は、**母親への支援と、子どもへの支援を同時に行う必要がある場合もあり**、支援内容が複数ある場合も考えられます。アセスメントの結果を受け、明らかになった課題別に、具体的な支援を展開していくことになりますが、このように複数の支援を展開する場合には、**優先順位をつけて取り組むことが重要**です。

### ◆関係機関等との連携

- ・ 母子世帯の抱える課題は、就労、子育てを中心に日常生活・社会生活全般にわたっていることから、支援を行う上で様々な関係機関や関係者が関わります。具体的には、子どもに関する支援について、全般的に児童福祉担当部署や保健部署があります。特に児童虐待・育児放棄の疑いのある世帯への支援については児童相談所と連携することが重要です。
- ・ 関係機関との連携を図る上では、それぞれが縦割り的に関わっているだけでは、期待したほど有効な支援とならない場合もあります。そのため、自立に向けた課題、関係者相互の支援内容、今後の支援方針、お互いの役割について共通認識の上にたって、**必要に応じてチームアプローチを行うことが重要**です。

資料：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月

15

## 主な関係者および機関

### 一人でかかえこまず組織的支援を目指しましょう

- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 母子・父子自立支援員、婦人相談員
- ▶ スクールソーシャルワーカー
- ▶ 保健師・保育士・子育て支援員
- ▶ 児童相談所
- ▶ ハローワーク・マザーズハローワーク
- ▶ 社会福祉協議会
- ▶ 法務少年支援センター
- ▶ 警察・配偶者暴力相談支援センター
- ▶ 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
- ▶ 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

他にも様々な制度や機関があります。

### 事例で深める！ 「子どものいる世帯への支援」

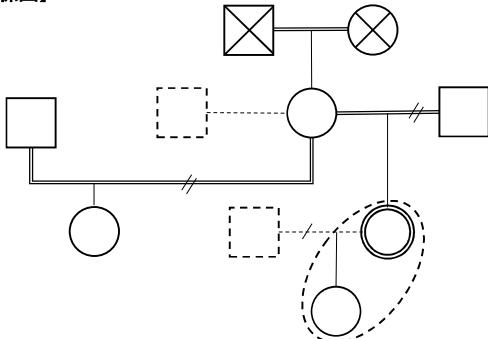
ここでは、支援の事例を紹介しています。

この事例をもとに、みなさんがどのような支援ができるか考えていきます。

# 事例

世帯・続柄	性別	年齢	職業	収入
1 主	女	25	作業所通所中	有
2 長女	女	8	特別支援学級2年	無

【家族関係図】



【世帯の概要】

- 本人は保護開始当時、療育手帳（軽度）を所持し、母（50歳、精神障害者保健福祉手帳3級）との2人世帯で長女を妊娠中であった。
- その後、本人は長女を出産し、母の支援を受けながら長女を養育してきたが、今から3ヶ月前に母は転出。現在は主と長女の母子二人世帯。
- 主は、障害者福祉作業所へ通所しており、菓子づくりに従事。休みの日にも自宅で菓子づくりを行っている。
- 長女は5歳時に療育手帳（軽度）を取得し、小学校は特別支援学級へ就学中。
- 母親以外に親しい知り合いもおらず、近所づきあいもない。

【生活歴】

- 主は市内で出生。母は二度目の結婚で、異父姉は、別夫が引き取り、主らとの交流はない。主の父は会社員であったが、生まれて間もなく離婚し、その後傷害事件を起こし受刑。主は中学校2年から不登校のまま、定時制高校に進学した。入学間もなくより、不眠・自傷行為が見られ、精神科受診。児童相談所に相談し、療育手帳を取得した。
- その後、長女の父（当時20歳）と知り合い交際し、妊娠がわかった時には既に別れた後であった。長女の認知もその後の交流もない状況である。
- 主の長女出産後も、家事や家計を含む生活全般は母が維持してきたが、母が今から3ヶ月前に交際中の男性宅に転出し、主と長女の母子二人世帯となつた。
- 母が転出したことにより、主は家事を行いつつ長女を養育することに不安を感じている。

保護の種類 生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助

保護歴 8年前より開始。

要介護度 無

障害手帳 主・長女ともに療育手帳（軽度）

傷病 主…うつ病にて精神科受診中 長女…精神遅滞

ADL 主、長女ともに問題なし

資産 活用可能な資産なし

負債 主の浪費のため、ローン会社からの借り入れあり。家計管理がうまくいかず、携帯料金の未払いが発生したりしている。

収入、給付 作業所工賃、障害年金2級・児童手当・特別児童扶養手当

【住環境・日常生活状況】

- 主の掃除、片付けが行き届かず、室内は足の踏み場なく、不衛生な状況である。
- ライフラインが止まるなど、生活基盤が脅かされることが度々起こる。
- 長女にも臭いがあるなど、学校からも指摘され、養育上の問題にもなっている。

18

## ステップ1：課題の分析



事例を読み、どのような課題があるか考えてみましょう。

### 【1. 課題となっていること】



記入が終ったら、書いた内容をグループで共有してみましょう。

19

## ステップ1：課題の分析（例）

### 【1. 課題となっていること】

例えばこんなことが  
挙げられます！

1. 日常生活の側面における課題（健康・住まい・生活・就労・家族関係など）
  - ・長女の養育ができない。
  - ・家事ができない。
2. 社会生活の側面における課題（人との交流・近隣や地域との関わり・社会参加など）
  - ・近隣とのかかわりがない。
  - ・困った時に助けてくれる人がいない。
3. 経済的な側面における課題（収入・債務・家計のやりくりなど）
  - ・ローン会社からの借金がある。
  - ・家計のやりくりができない。

20

## ステップ2：支援の方向性



課題に対する支援の方向性について考えてみましょう。  
(必要となる支援、制度、関係機関との連携など)



記入が終ったら、書いた内容をグループで共有してみましょう。

21

## ステップ3：課題解決に向けたワーク①ストレングスを考える

課題解決にあたっては、「課題（できていないこと・取組むべきこと）」だけでなく、本人のもつ強みやよいところ（ストレングス）も把握し、援助方針の策定に生かしていくことが大切です。

### 【ストレングスの例】

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望
正直である	金銭管理が正確	家族がいる	読書が好き
思いやりがある	記憶力が高い	ペットがいる	魚釣りが好き
勤勉である	花を生けられる	年金を受給	映画が好き
親切である	数字が得意	自宅がある	コーヒーが好き
辛抱強い	英語が得意	親友がいる	将来の夢がある
感性が豊か	野球に詳しい	子育てサロンがある	外国旅行がしたい
:	:	:	:

上記のストレングスの例を参考に、対象者のストレングスを書いてみましょう。

22

## ステップ3：課題解決に向けたワーク①ストレングスを考える

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望

23

## ステップ3：課題解決に向けたワーク①ストレングスを考える(例)

どのようなストレングスがありましたか？隣の人や周りの人と比べてみましょう。

例えばこんなことが挙げられます！

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望
・好きなことに集中して取り組める。	・作業所への通所を続けている。 ・子どもを産み、育ててきた。 ・ケースワーカーの訪問や働きかけを受け入れができる。	・母との関係は良好である。 ・ケースワーカーが見守り続けている。	・菓子づくりが好き。   記入が少ない項目は、今後の面接の中で、把握していく必要がありそうです。

24

## ステップ3：課題解決に向けたワーク②本人から見えている世界を考える

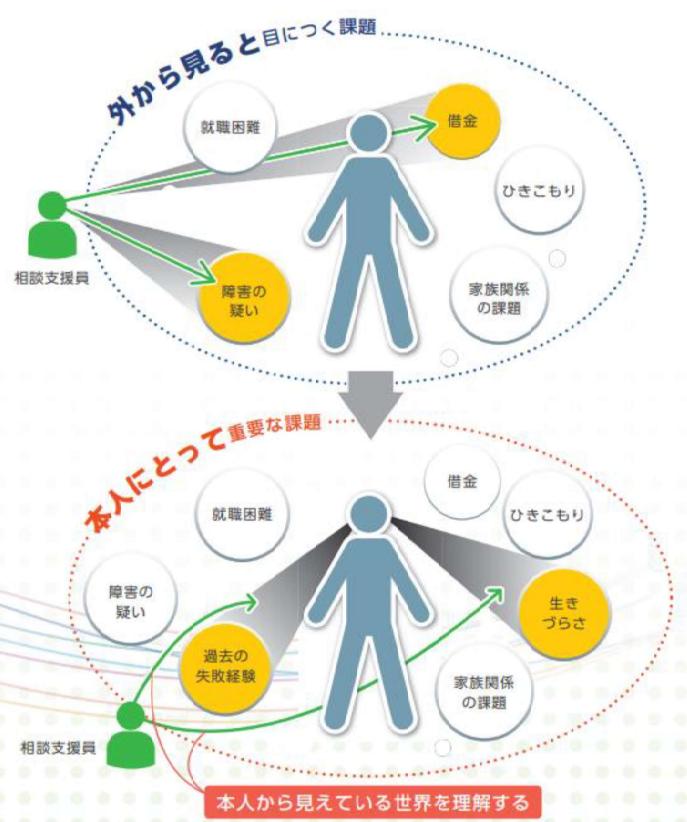
本人理解に際しては、ケースワーカーの側から本人の状況や課題を捉えるだけではなく、本人の側に立って、本人から見た場合に、自分自身の状況や自分を取り巻く環境がどのように見えており、どのように課題を捉えているのか、すなわち「本人から見えている世界」への理解を深める必要があります。本人が解決するプロセスは、そこからしかスタートが切れないからです。

こうした理解に基づく相談支援であってこそ、本人が主体となって課題に取り組むことを支援することにつながります。

## ステップ3：課題解決に向けたワーク②本人から見えている世界を考える

### <実践上のポイント>

- ・本人との良好な信頼関係を基礎として、本人の主訴を引き出す。
- ・生育歴や生活歴をひもとき、価値観や考え方、行動がどのように形成されてきたのかを考え、本人についての理解を深める。
- ・本人の認知や行動の特性やパターンを理解し、そのことによる生活のしづらさの有無や度合いを考える。
- ・社会的に逸脱した行動があったり、本人を取り巻く関係者と本人との認識にズレがある等の場合であっても、本人の側に立って、「なぜそうなるのか」、「本人は今どのような認識でいるのか」という理解に努める。
- ・本人の心情を理解し、生きづらさや自己肯定感の低下の状況などにも目を向ける。



出典：みずほ情報総研『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究報告書』,2016年,p3をもとに作成。

26

## ステップ3：課題解決に向けたワーク②本人から見えている世界を考える

前スライドを例に、事例の対象者について、外から見えている世界と本人から見えている世界を書いてみましょう。

【外から見ると目につく課題】

【本人にとって重要な課題】

27

## ステップ3：課題解決に向けたワーク②本人から見えている世界を考える（例）

どのようになりましたか？隣の人や周りの人と比べてみましょう。

### 【外から見ると目につく課題】

例えばこんなことが  
挙げられます！

#### （主の目線）

- ・長女の養育ができない
- ・家事ができない
- ・家計管理ができない
- ・借金がある

#### （長女の目線）

- ・臭いがある
- ・栄養状態が不安

### 【本人にとって重要な課題】

#### （主の目線）

- ・仕事と子育ての両立は大変
- ・母がいなくなつて困った
- ・欲しいものが買えない
- ・とにかく疲れる

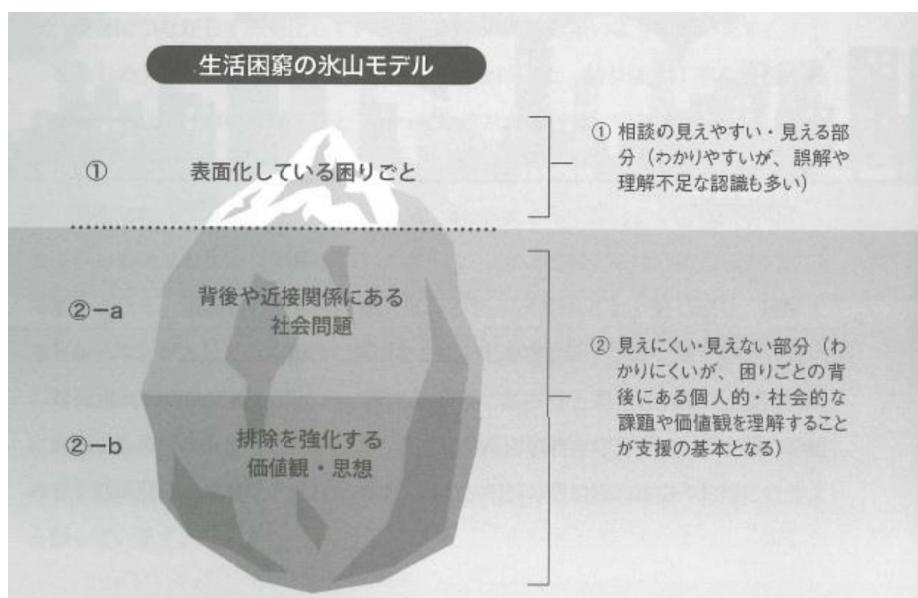
#### （長女の目線）

- ・お母さんともっと遊びたい
- ・友達がなかなかできない

28

## ステップ3：課題解決に向けたワーク③氷山モデルで考える

対象者の困りごとの背後にある個人的・社会的な課題や価値観・思想について考えてみましょう。



出典：社会的包摶サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』、中央法規出版、2015年、p4

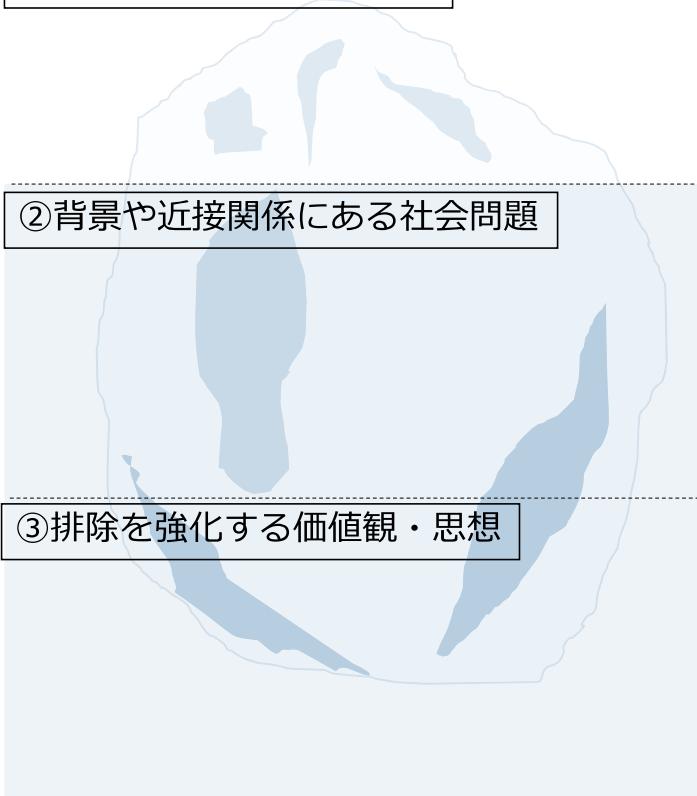
上記の生活困窮の氷山モデルを参考に、事例の困りごと、困りごとの背後にあるものを書いてみましょう。

29

## ステップ3：課題解決に向けたワーク③氷山モデルで考える

氷山モデルを用いて、事例を考えてみましょう

①表面化している困りごと

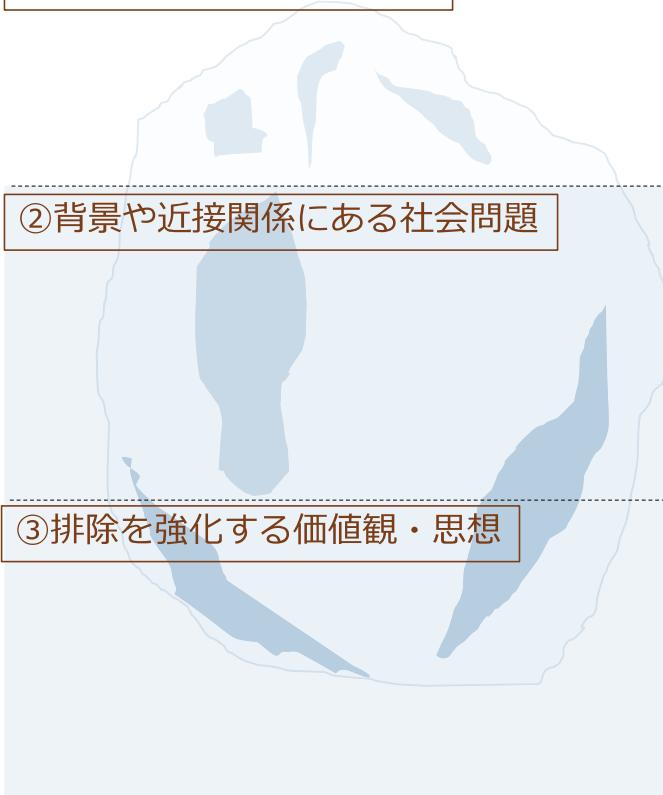


30

## ステップ3：課題解決に向けたワーク③氷山モデルで考える（例）

どのようになりましたか？隣の人や周りの人と比べてみましょう。

①表面化している困りごと



②背景や近接関係にある社会問題



例えばこんなことが  
挙げられます！

- 知的障害をもっている
- うつ病がある
- 知的障害への誤解や理解不足
- 助けてくれる人がいない

- 子育ては母親が責任持つべき
- 知的障害者に対する偏見
- 生活保護受給者に対する偏見

31

## ステップ4：課題解決の方法を検討しよう

### 【1. 課題となっていること】（再掲）

#### 1. 日常生活の側面における課題（健康・住まい・生活・就労・家族関係など）

- ・長女の養育ができない。・・・
- ・家事ができない。

母がいなくなり  
困っているのかも…。

#### 2. 社会生活の側面における課題（人との交流・近隣や地域との関わり・社会参加など）

- ・近隣とのかかわりがない。
- ・困った時に助けてくれる人がいない。

・・・

一人で辛くなっているのかも…。

#### 3. 経済的な側面における課題（収入・債務・家計のやりくりなど）

- ・ローン会社からの借金がある。
- ・家計のやりくりができない。

援助方針の策定にあたっては、本人のおかれている状況の理解につとめ、本人の想い、願いを大切にしながら、できるだけ本人と一緒に検討することが大切です。

32

## ステップ4：課題解決の方法を検討しよう

- 「援助方針」を、①援助目標（中長期）、②援助目標（短期）をふまえて、策定してみましょう。「援助方針」の前に、「目標」を明確にする必要があります。（①⇒②⇒③の順番で考えてみてください。②⇒①でも結構です。）

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）

33

## ステップ4：課題解決の方法を検討しよう

▶ 「援助方針」を、①援助目標（中長期）、②援助目標（短期）をふまえて、策定してみましょう。「援助方針」の前に、「目標」を明確にする必要があります。（①⇒②⇒③の順番で考えてみてください。②⇒①でも結構です。）

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）
・今月中に関係者とのカンファレンスを実施し今後の世帯への支援のあり方を検討する	・家事、育児の本人による実施及び、本人にできない部分の支援の実施	・世帯の生活の安定 ・孤立しない生活の維持
・日常生活自立支援事業の利用申請	・日常生活自立支援事業の利用	・金銭管理ができる
・法律相談による相談の申請	・債務整理を行う	・債務をなくす
・本人、長女の現在および今後に向けた希望を聴取する。	・本人や長女の目標、希望を確認する	・目標や希望を持った生活の継続

34

## その後の支援の展開

- ①ケースワーカーは、福祉事務所の障害者支援担当、子ども家庭支援担当、保健師とカンファレンスを実施。情報を共有し、今後、それぞれが経過を観ていくとともに、家事援助のためのヘルパーを派遣することとした。
- ②更に、長女の小学校担当者、放課後デイサービス担当、福祉事務所内の各担当とともに、カンファレンスを実施。養育が適切に行われているか、各担当がモニターし、母へも積極的に声かけをしていくこととなった。
- ③社会福祉協議会に日常生活自立支援事業を申請し、利用が開始された。
- ④関係機関が連携し、世帯への見守りと支援を続けている。

35

# 研修の振り返り

研修前にあなたが考えた目標に対する達成度をチェックしてみましょう

- ▶ チェックしてみましょう→ 達成！・まあまあ達成！・もう少し！・いまいち！
- ▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

この研修で学べてよかったですを書いてみましょう

学んだことを支援にどう「活かす」か、考えてみましょう

## 出典

### 【本研修教材作成に用いた資料】

- ・岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- ・新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- ・厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月.
- ・神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課『神奈川県版子どもの健全育成プログラム』,平成29年8月版.
- ・みずほ情報総研『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究報告書』,2016年.
- ・社会的包摂サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』,中央法規出版,2015年.
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等支援室『ひとり親家庭支援担当課職員向けひとり親家庭支援の手引き』,平成28年3月.

ぜひ一度、目を通してみてください！



## 【参考資料】

### ひとり親家庭の支援を行う上で必要な支援（母子・父子自立支援員向け手引きより）

ここでは「ひとり親家庭支援担当課職員向け：ひとり親家庭支援の手引き」から「一人親家庭の支援を行う上で必要な視点」を抜粋して記します。

母子・父子自立支援員の方に向けた視点ですが、どのような視点を持っているか参考にしてください。

#### ①ひとり親家庭の家族一人ひとりを見据えた支援

ひとり親家庭の相談支援にあたっては、家族一人ひとりを見据えた支援を心がけることが必要こととなります。相談者の子どもや父母、元配偶者など、相談の場にいない周辺家族の状況も想像した上で、総合的な支援を検討していくことが必要です。

ひとり親家庭においては、他の家族の介在が少ないこととも相まって、親子が相互に及ぼす影響が大きい傾向にあります。また、ひとり親家庭になる過程では、離別・死別、未婚による相談者の父母との葛藤など、家族を取り巻く状況に複雑な変化が起きている場合が多くあります。母子・父子自立支援員は、家族構成員の関係性や相談者の心理的状態に配慮するとともに、家族観についての思い込みや偏見がないか自己点検することも重要になります。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等支援室『ひとり親家庭支援担当課職員向け：ひとり親家庭支援の手引き』、平成28年3月、p8～11

38

## 【参考資料】

### ひとり親家庭の支援を行う上で必要な支援（母子・父子自立支援員向け手引きより）

#### ②寄り添いと客觀性

**相談者が相談に訪れること自体が、大事な一步**であり、母子・父子自立支援員は、相談者の立場に寄り添い、伴走し、相談者の中にある解決力を引き出すことが重要です。また、相談者が家庭内の不和やDVなどの状況により、精神的に課題を抱えることもあります。そのため、**そのような側面に配慮して相談者を支援することも重要**になります。

母子・父子自立支援員は、相談者の状況に応じた適切な助言・支援を行う専門職です。そのためには、寄り添いつつも、相談者の状況を客觀的に捉え、今どういうことが起きているのか、相談者の主訴と実際に家族に起こっていることにずれがないかなど、**客觀的な立場から家族の全体像を把握**するよう、心がけることが重要です。

#### ③短期的な支援と長期的な支援

ひとり親家庭には、子どもが成人するまで、長期的に抱える課題があります。一方、ひとり親家庭は、目の前の生活に課題を抱えていることも多く、**長期的な目標は自分の課題として捉えにくくなるのに対し、短期的な目標は明確で達成しやすく自己肯定感とやる気につながる**面もあります。

そのため、母子・父子自立支援員は、短期的・長期的双方の目標を組み合わせながら、全体の支援計画を作成し、PDCAサイクル（plan-do-check-act cycle）を意識しながら、**達成度に応じた軌道修正を図ることが必要**です。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等支援室『ひとり親家庭支援担当課職員向け：ひとり親家庭支援の手引き』、平成28年3月、p8～11

39

## 【参考資料】

### ひとり親家庭の支援を行う上で必要な支援（母子・父子自立支援員向け手引きより）

#### ④バランス感のある支援

##### ・ひとり親家庭に特化した支援と子育て家庭全体への支援

ひとり親家庭は、子育て家庭の一つの形態であるため、子育て支援策全般の対象となり得ます。一方で、家計の維持と子どもの養育を一人で担うひとり親家庭に対しては、特別な支援を要する家庭として、ひとり親家庭特有の施策も設定されています。

母子・父子自立支援員としては、相談内容が、子育て家庭全般に共通する課題か、ひとり親家庭の特性による課題かを把握し、適切な解決策を提示できるようにひとり親家庭の支援施策だけでなく、子育て支援策全般について基本的な知識を持つことが重要になります。

##### ・親の福祉と子どもの福祉

ひとり親家庭の相談支援において、親の福祉と子どもの福祉、あるいは親の権利と子どもの権利は、必ずしも一致しない場合があります。母子・父子自立支援員は、通常、親に直接対応することが多いため、子どもよりも親の事情を優先した支援になりやすい可能性があります。常に、親と子ども双方の福祉の視点から、子どもの健全育成が実現されるよう、適切な支援を展開していくことが重要です。

##### ・親としての生き方と個人の生き方

ひとり親は、子どもの成長を目的として家庭生活を頑張りますが、子どもの独立後は、子どもとは別の目標を持ちながら自分自身の生活を支えていかなければいけない局面となります。そのため、将来を見据えて、親本人が、親としての生き方と個人としての生き方、双方を考えながら進めるよう、支援することが必要です。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等支援室『ひとり親家庭支援担当課職員向け：ひとり親家庭支援の手引き』、平成28年3月、p8～11

40

## 【参考資料】

### ひとり親家庭の支援を行う上で必要な支援（母子・父子自立支援員向け手引きより）

#### ⑤ひとり親家庭の多様性に応じた支援

ひとり親家庭の抱える課題には、ひとり親家庭全体に共通する汎用性のある課題、ひとり親家庭の個別状況により異なる課題の双方があることを念頭に置いて、支援を行うことが必要になります。

#### ⑥予防的支援

ひとり親家庭への相談支援を行うにあたっては、現在のひとり親家庭の状況を見据えた上で、「将来その家庭に起こりうる」状況を想定し、「現在」のうちに必要な介入を行う、予防的支援の視点が必要です。

それぞれの家庭は、何らかの状況下でリスク要因が過大に顕在化した場合、より厳しい状況に陥る可能性があります。課題が大きくなった場合には、家庭の回復力が脆弱になるとともに、そこに育つ子どもにも影響を与え、課題が次の世代に連鎖する可能性も考えられ、より多くの支援サービスを投入する必要が生じます。課題を把握後、できるだけ早期の段階から、将来の状況を想定しながら予防的に介入し、家庭の回復力を支援するよう、心がけていく必要があります。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等支援室『ひとり親家庭支援担当課職員向け：ひとり親家庭支援の手引き』、平成28年3月、p8～11

41